

平成27年3月

# 伊那市議会定例会議案書

平成27年3月2日

## 平成27年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	1
議案第2号	財産（土地）の譲与について……………	3
議案第3号	市営土地改良事業の施行について……………	4
議案第4号	中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について……………	5
議案第5号	中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について……………	6
議案第6号	伊那市民憲章策定委員会設置条例……………	8
議案第7号	伊那市行政手続条例の一部を改正する条例……………	10
議案第8号	伊那市職員定数条例等の一部を改正する条例……………	13
議案第9号	伊那市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例……………	16
議案第10号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	18
議案第11号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	19
議案第12号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	20
議案第13号	伊那市地域自治区制度審議会条例を廃止する条例……………	22
議案第14号	伊那市地方創生総合戦略審議会条例……………	23
議案第15号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	25
議案第16号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例……………	26
議案第17号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	27
議案第18号	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	28
議案第19号	伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	30
議案第20号	伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	31
議案第21号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例……………	33

議案第22号	伊那市介護保険条例の一部を改正する条例	34
議案第23号	伊那市商工業振興条例	36
議案第24号	伊那市都市公園条例の一部を改正する条例	40
議案第25号	伊那市多目的集会施設条例の一部を改正する条例	41
議案第26号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例	43
議案第27号	伊那市下水道条例の一部を改正する条例	47
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について	48
議案第29号	平成26年度伊那市一般会計第9回補正予算について	49
議案第30号	平成26年度伊那市国民健康保険特別会計第3回補正予算について	50
議案第31号	平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第3回補正予算について	51
議案第32号	平成26年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	52
議案第33号	平成26年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について	53
議案第34号	平成26年度伊那市簡易水道事業特別会計第1回補正予算について	54
議案第35号	平成26年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について	55
議案第36号	平成26年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算について	56
議案第37号	平成26年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について	57
議案第38号	平成27年度伊那市一般会計予算について	58
議案第39号	平成27年度伊那市国民健康保険特別会計予算について	59
議案第40号	平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について	60
議案第41号	平成27年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について	61
議案第42号	平成27年度伊那市介護保険特別会計予算について	62
議案第43号	平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について	63
議案第44号	平成27年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について	64
議案第45号	平成27年度伊那市水道事業会計予算について	65
議案第46号	平成27年度伊那市下水道事業会計予算について	66
議案第47号	平成27年度伊那市自動車運送事業会計予算について	67

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

平成26年度伊那市一般会計第8回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

平成27年1月15日

伊那市長 白 鳥 孝

財産（土地）の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する土地  
地番 伊那市東春近 8 0 6 1 番 1  
地目 宅地  
地積 1, 0 7 0 . 7 9 平方メートル
  
- 2 譲与する相手先  
伊那市東春近 8 1 2 7 番地 1  
原新田区  
区長 荻原 秀昭
  
- 3 譲与する日  
平成 2 7 年 4 月 1 日

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

原新田公民館敷地を原新田区に譲与するため、提案するものであります。

市営土地改良事業の施行について

平成27年度から、下記のとおり土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

- |   |     |               |
|---|-----|---------------|
| 1 | 地区名 | 手良地区          |
| 2 | 工種  | 用排水路          |
| 3 | 数量  | 総延長 7,200メートル |
| 4 | 事業費 | 150,000,000円  |

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

国及び県の補助を得て農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を行うため、提案するものであります。

中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について

平成27年3月31日をもって、伊那消防組合からの中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託を廃止することについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

伊那消防組合の解散に伴い、伊那消防組合からの事務受託を廃止するため、提案するものであります。

中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、中央自動車道に関する救急業務に係る事務を受託することについて、別紙のとおり規約を定め、上伊那広域連合と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

消防事務の上伊那広域化に伴い、中央自動車道に関する救急業務に係る事務を受託するため、提案するものであります。

## 別紙

### 中央自動車道に関する救急業務に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 上伊那広域連合（以下「甲」という。）は、中央自動車道の上り線伊那インターチェンジから伊北インターチェンジまで及び下り線伊那インターチェンジから駒ヶ根インターチェンジまでの区間における救急業務に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を伊那市（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

(その他)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

伊那市民憲章策定委員会設置条例

(設置)

第1条 伊那市民憲章（以下「市民憲章」という。）について、必要な事項を審議し策定するため、伊那市民憲章策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市民憲章の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市民憲章の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市民憲章策定委員会を設置するため、提案するものであります。

伊那市行政手続条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続条例（平成18年伊那市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」に改める。  
第4章の2 処分等の求  
め（第34条の3）」

第2条第2号中「長野県の条例」の次に「（以下「長野県条例」という。）」を加え、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例又は長野県条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例又は長野県条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例又は長野県条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例又は長野県条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を

しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(伊那市税条例の一部改正)
- 2 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市職員定数条例等の一部を改正する条例

(伊那市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員定数条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育長及び」を削る。

(伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

副市長	7 6 8 , 0 0 0 円
-----	-----------------

」を

「

副市長	7 6 8 , 0 0 0 円
教育長	6 5 4 , 0 0 0 円

」に

改める。

別表第 3 中

「

教育委員	委員長		9 6 , 7 0 0 円	
	委員		6 9 , 0 0 0 円	

」を

「

教育委員		6 9 , 0 0 0 円	
------	--	---------------	--

」に

改める。

(伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

(伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「等」を削る。

第2条中「地域自治区長及び教育長」を「教育長及び地域自治区長」に改め、「等」を削る。

第3条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 教育長 100分の25

(4) 地域自治区長 100分の20

第4条中「等」を削る。

第5条中「第19条」を「第19条第1項」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改める。

第6条中「等」を削る。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊那市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第1条の規定による改正後の伊那市職員定数条例第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の伊那市職員定数条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

(伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第2条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例別表第1及び別表第3の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例別表第1及び別表第3の規定は、なおその効力を有する。

(伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第3条の規定による改正後の伊那市職員の旅費等に関する条例第2条第1号の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の伊那市職員の旅費等に関する条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

(伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第4条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定(第5条の改正規定(「第19条」を「第19条第1項」に改める部分に限る。))を除く。)は適用せず、第4条の規定による改正前の伊那市特別職の職員等の退職手当に関する条例の規定(第5条の改正規定(「第19条」を「第19条第1項」に改める部分に限る。))を除く。)は、なおその効力を有する。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際、現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第5条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第1条の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第 2 条 教育長の勤務時間、休日、休暇等に係る承認その他の決定については、教育委員会が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長の勤務時間、休日、休暇等については、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 31 号）の適用を受ける職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長の職務に専念する義務の免除に係る承認については、教育委員会が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の免除については、伊那市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 28 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(伊那市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 伊那市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 38 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例の規定は適用せず、この条例による廃止前の伊那市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の2第9項第4号中「除く」の次に「。第11項第2号において同じ」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第17項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

防災行政無線施設整備運営基金	防災行政無線の整備及び運営に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

」を

「

さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
-------	-------------------------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

防災行政無線施設整備運営基金を廃止するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の5.6」に改める。

第5条中「1万8,000円」を「2万円」に改める。

第5条の2第1号中「1万9,000円」を「2万1,000円」に改め、同条第2号中「9,500円」を「1万500円」に改め、同条第3号中「1万4,250円」を「1万5,750円」に改める。

第7条の2中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第7条の3第1号中「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「2,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「3,750円」を「4,500円」に改める。

第23条第1号ア中「12,600円」を「1万4,000円」に改め、同号イ(ア)中「13,300円」を「1万4,700円」に改め、同(イ)中「6,650円」を「7,350円」に改め、同(ウ)中「9,975円」を「1万1,025円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,200円」に改め、同号エ(ア)中「3,500円」を「4,200円」に改め、同(イ)中「1,750円」を「2,100円」に改め、同(ウ)中「2,625円」を「3,150円」に改め、同条第2号ア中「9,000円」を「1万円」に改め、同号イ(ア)中「9,500円」を「1万500円」に改め、同(イ)中「4,750円」を「5,250円」に改め、同(ウ)中「7,125円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「3,000円」に改め、同号エ(ア)中「2,500円」を「3,000円」に改め、同(イ)中「1,250円」を「1,500円」に改め、同(ウ)中「1,875円」を「2,250円」に改め、同条第3号ア中「3,600円」を「4,000円」に改め、同号イ(ア)中「3,800円」を「4,200円」に改め、同(イ)中「1,900円」を「2,100円」に改め、同(ウ)中「2,850円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「1,000円」を「1,200円」に改め、同号エ(ア)中「1,000円」を「1,200円」に改め、同(イ)中「500円」を「600円」に改め、同(ウ)中「750円」を「900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る率を改定するため、提案するものであります。

伊那市地域自治区制度審議会条例を廃止する条例

伊那市地域自治区制度審議会条例（平成 26 年伊那市条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市地域自治区制度審議会を廃止するため、提案するものであります。

伊那市地方創生総合戦略審議会条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の理念に基づき、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある伊那市を維持していくための基本的な計画として、伊那市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、その総合的かつ計画的な推進、効果の検証等を行うため、伊那市地方創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市の人口の変化に係る影響及び将来推計に関する事項
- (2) 総合戦略における基本目標及び具体的施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人口増推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市地方創生総合戦略審議会を設置するため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「第 1 号又は」を削り、同項第 8 号中「国民年金別表該当者」の次に「（出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」を加え、同項第 9 号中「2 級に該当するもの」の次に「（出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

県の福祉医療費給付事業の制度改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成18年伊那市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

伊那東保育園	伊那市中央5020番地	110
伊那北保育園	伊那市野底7913番地	150

」を

「

伊那北保育園	伊那市野底7913番地	120
--------	-------------	-----

」に

改める。

第7条中「保育料は」の次に「、法に基づいて定められた基準の範囲内で」を加える。

附 則

この条例は、平成27年6月8日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

伊那東保育園を廃止し、及び伊那北保育園の定員を変更し、並びに保育料の基準の範囲を定めるための所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 22 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1 4 2 3 番地
------------	------------------

」を

「

上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1 4 2 3 番地
北新いきいき交流施設	伊那市富県 2 7 8 5 番地 3
西之平いきいき交流施設	伊那市富県 2 1 1 8 番地 1
根木谷いきいき交流施設	伊那市富県 8 6 4 5 番地 8

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例（平成24年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第12条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第16条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第27条中「以下「指定複合型サービス」という」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改める。

第28条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第29条の見出し並びに同条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に

改め、同条第 9 号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 10 条中「第 8 条の 2 第 17 項」を「第 8 条の 2 第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 16 号を第 17 号とし、同条第 15 号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第 16 号とし、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同条第 12 号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 76 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 2 6 年伊那市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）の一部施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例（平成18年伊那市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第1号中「21,890円」を「26,890円」に改め、同項第2号中「24,620円」を「35,860円」に改め、同項第3号中「38,300円」を「41,830円」に改め、同項第4号中「54,720円」を「53,780円」に改め、同項第5号から第9号までを次のように改める。

- |                      |    |          |
|----------------------|----|----------|
| (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 | 年額 | 59,760円  |
| (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 | 年額 | 71,710円  |
| (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 | 年額 | 80,680円  |
| (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 | 年額 | 89,640円  |
| (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 | 年額 | 101,590円 |

第9条第1項に次の1号を加える。

- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 113,540円

第9条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。
- 3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。
- 5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。

第11条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第4号ロ」を「、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第4号まで」を「第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(保険料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成26年政令第397号)等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市商工業振興条例

伊那市商工業振興条例（平成18年伊那市条例第111号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における商工業の振興を図るための基本的な事項を定めることにより、商工業の基盤の強化及び持続的な発展を促進し、もって市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 小規模企業者 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 支援機関 伊那商工会議所、伊那市商工会、金融機関、長野県信用保証協会その他商工業の振興を支援する団体をいう。

（基本方針）

第3条 商工業の振興は、商工業者自らの創意工夫及び自助努力を基本としつつ、その活力が最大限発揮されるよう配慮して行われなければならない。

2 商工業の振興は、市、商工業者及び支援機関が連携協力し、市民の理解及び協力を得ながら行われなければならない。

3 商工業の振興は、本市の特性を生かしつつ、地域社会及び市民生活との調和を図りながら行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、国、県及び支援機関と連携協力し、商工業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 商工業者の経営基盤の強化及び経営環境の向上のための施策に関する事項
- (2) 商工業者の立地の促進及び起業創業に係る支援のための施策に関する事項
- (3) 商工業における雇用の促進及び労働者の福祉の増進のための施策に関する事項
- (4) 中小企業者の資金を確保するための施策に関する事項
- (5) 商工業に関する調査並びに情報の収集及び提供に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、商工業の振興に関する施策の策定に当たっては、商工業者及び支援機関の意見を反映するよう努めるものとする。

(商工業者の努力)

第5条 商工業者は、経済的社会的環境の変化に応じて、その事業の成長及び発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図り、地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商工業者は、労働者の積極的な雇用、育成及び雇用の維持並びにその労働環境の整備に努めるものとする。

3 商工業者は、地域における生活環境の保全並びに消費生活の安定及び安全の確保に努めるものとする。

(支援機関の役割)

第6条 支援機関は、その専門性を生かし、特に中小企業者の事業の成長のために必要な技術的支援又は経営改善のために必要な支援を行うものとする。

2 支援機関は、その専門性を生かし、特に小規模企業者の円滑な事業承継及び多様な人材による起業創業のために必要な技術的支援を行うものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、商工業の振興が自らの生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを認識し、その発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、商工業の振興に関する施策を実施するため、補助金の交付その他の必要な財政上の措置を講ずることができる。

2 前項の措置を受けた者が、別に定める規定に該当したときは、市は、当該措置を取り消し、又は補助金その他の交付を受けた場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(審議会)

第9条 商工業の振興に関して必要な事項を審議するため、伊那市商工業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 商工業の振興施策に関する事項
- (2) 雇用及び人材育成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、商工業の振興に関する事項

3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

6 会長及び副会長は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

8 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

10 審議会の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の伊那市商工業振興条例の規定により補助金等の措置を受けているものは、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に従前の伊那市商工業振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の伊那市商工業振興条例（以下「新条例」という。）第9条第3項の規定により伊那市商工業振興審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第9条第4項の規定にかかわらず、施行日における従前の伊那市商工業振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（伊那市税条例の一部改正）

4 伊那市税条例（平成18年伊那市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第131条の2の見出し中「条例による」を削り、同条中「伊那市商工業振興条例（平成18年伊那市条例第111号）第3条第2項に該当する工場又は指定施設」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による建設業、製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、倉庫業、機械修理業、電気機械器具修理業及びこん包業並びに新技術新製品の研究開発その他市長が必要と認めた生産又は作業の用に供する施設及び当該施設と一体となった事務所（独立した事務所を除く。）」に改める。

（伊那市創業支援センター条例の一部改正）

5 伊那市創業支援センター条例（平成19年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「伊那市商工業振興条例（平成18年伊那市条例第111号）第8条」を「伊那市商工業振興条例（平成27年伊那市条例第 号）第9条」に改める。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

商工業の振興に関し、基本方針等を定めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市都市公園条例の一部を改正する条例

伊那市都市公園条例（平成 18 年伊那市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

創造の森公園	伊那市荒井 3520 番地
--------	---------------

」を

「

創造の森公園	伊那市荒井 3520 番地
伊那北公園	伊那市山寺 1937 番地 6

」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那北公園を設置するため、提案するものであります。

## 伊那市多目的集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市多目的集会施設条例（平成 18 年伊那市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 20 条とし、第 15 条の次に次の 4 条を加える。

（市長による管理）

第 16 条 第 3 条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、集会施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が集会施設の管理を行う場合における第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条	指定管理者	市長
別表	（第 11 条関係）	（第 17 条関係）
別表	利用料金	使用料

（使用料）

第 17 条 第 11 条の規定にかかわらず、市長が管理する集会施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第 18 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 19 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。
- (2) 使用期日前 3 日までに使用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、相当の事由があると認めたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が正当な理由があると認めたとき。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市長が長谷多目的集会施設の管理を行う場合の取扱いについて規定するため、提案するものであります。

## 伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

## 第 2 条第 3 号中

「

サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪 3 9 4 0 番地 2
高遠スポーツ公園テニスコート	伊那市高遠町西高遠 1 5 9 0 番地 4

」を

「

サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪 3 9 4 0 番地 2
-----------	---------------------

」に

改め、同条第 5 号中

「

伊那市民体育館	伊那市西町 5 8 3 7 番地 1
---------	--------------------

」を

「

伊那市民体育館	伊那市西町 5 8 3 4 番地 8
---------	--------------------

」に

改める。

## 別表第 1 中

「

高遠スポーツ公園 テニスコート	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日 まで	午前 5 時から午後 1 0 時 まで
マレットパークは びろ	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日 まで	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで

」を

「

マレットパークは びろ	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日 まで	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
----------------	-----------------------------	---------------------------

」に

改める。

別表第2中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 伊那市民体育館

(1) 体育館

ア メインアリーナ

区分		利用料金	
専用使用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに使用する 場合	午前8時30分から正午まで	3,500円
		正午から午後5時まで	5,000円
		午後5時から午後9時30分 まで	6,500円
		午前8時30分から午後5時 まで	8,400円
		1時間につき	1,400円
	討論会、講習会、講 演会、展示会、芸術 の発表会その他これ らに類するもの（営 業を除く。）に使用 する場合	午前8時30分から正午まで	7,000円
		正午から午後5時まで	9,800円
		午後5時から午後9時30分 まで	13,200円
		1時間につき	2,700円
	その他のものに使用 する場合	午前8時30分から正午まで	16,400円
		正午から午後5時まで	23,300円
		午後5時から午後9時30分 まで	31,600円
1時間につき		6,700円	
個人使用	一般、高校生	1人1回につき	300円
	小中学生	1人1回につき	200円
照明施設		1時間につき	400円

イ サブアリーナ

区分		利用料金	
専用使用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに使用する 場合	午前8時30分から正午まで	3,500円
		正午から午後5時まで	5,000円
		午後5時から午後9時30分 まで	5,200円
		午前8時30分から午後5時 まで	8,300円
		1時間につき	1,400円
	討論会、講習会、講	午前8時30分から正午まで	7,000円

	演会、展示会、芸術の発表会その他これらに類するもの（営業を除く。）に使用する場合	正午から午後5時まで	9,800円
		午後5時から午後9時30分まで	11,000円
		1時間につき	2,700円
	その他のものに使用する場合	午前8時30分から正午まで	15,300円
		正午から午後5時まで	21,800円
		午後5時から午後9時30分まで	27,700円
		1時間につき	6,700円
個人使用	一般、高校生	1人1回につき	300円
	小中学生	1人1回につき	200円
照明施設		1時間につき	300円

備考

- 1 体育館の一部を専用使用する場合において、その使用面積が体育館床面積の2分の1又は4分の1以下のときの利用料金は、全部を使用する場合の当該利用料金にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。
- 2 入場料を徴収する場合には、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150（営利、営業のために使用する場合にあっては、100分の400）を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(2) 附属施設

区分			利用料金
第1会議室・第2会議室・第3会議室	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円
	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円
	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円
トレーニングルーム1・トレーニングルーム2	午前8時30分から正午まで	1室につき	700円
	正午から午後5時まで	1室につき	1,000円
	午後5時から午後9時30分まで	1室につき	1,400円

備考

- 1 営利、営業のために使用する場合の利用料金は、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。
- 2 入場料を徴収する場合には、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150（営利、営業のために使用する場合にあっては、100分の225）を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、

切り捨てる。)とする。

(3) 設備用器具

区分		利用料金
移動式バスケットゴール	1台につき	1,000円
フロアシート	1式につき	1,000円
放送設備	1式につき	500円
体育用具	1組につき	100円
冷房又は暖房設備		市長が別に定める額

備考 各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。

別表第2第16項中「伊那市民体育館、」を削り、同項第2号中「サンビレッジ体育館附属施設」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

高遠スポーツ公園テニスコートの廃止及び長野県伊那勤労者福祉センターの移管に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市下水道条例の一部を改正する条例

伊那市下水道条例（平成 18 年伊那市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「第 2 条第 2 項に規定する施設」の次に「又はダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設」を加え、同項第 17 号中「財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県下水道公社」に改める。

第 29 条第 1 項中「令第 9 条の 8、令第 9 条の 9 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号」を「令第 9 条の 10 若しくは令第 9 条の 11 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項第 1 号から第 5 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公共下水道へ排出する際に届出が必要となる悪質下水の水質の基準等を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
北新いきいき交流施設	北新区	平成27年 3月31日から 平成36年 3月31日まで
西之平いきいき交流施設	西之平常会	平成27年 3月31日から 平成36年 3月31日まで
根木谷いきいき交流施設	根木谷常会	平成27年 3月31日から 平成36年 3月31日まで

## 2 体育館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市民体育館（メインアリーナ及び附属施設）	一般財団法人伊那市振興公社	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

平成27年3月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 26 年度伊那市一般会計第 9 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市一般会計第 9 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成26年度伊那市国民健康保険特別会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成26年度伊那市国民健康保険特別会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 26 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算に  
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26  
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出す  
る。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市下水道事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市下水道事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 27 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成27年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成27年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年3月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝